マイナンバーの提示がない　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

従業員の皆様へ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社

**重　　　要**

**マイナンバー「個人番号カード（通知カード）の提出・提示」のお願い（再）**

平成28年1月より始まったマイナンバー制度ですが、本年より、いよいよ社会保険事務へのマイナンバーの記載が義務化されます。従業員の本人のマイナンバーだけでなく、その扶養親族の方のマイナンバーも必要になります。特に5月以降の雇用保険関係事務では、マイナンバーの記載の無い書類は返戻となり、処理ができません。一度提出をお願いしておりますが、貴殿はまだご提示がないため、改めてお願い申し上げる次第です。

つきましては、下記のとおり＊＊部＊＊課（●●宛て）まで、速やかにマイナンバーのご提示をいただきますよう、お願いいたします。

**１．マイナンバーの連絡の期限　　　【利用目的】**

平成　　年　　月　　日まで　　　源泉徴収票、給与支払報告書、雇用保険関係、健康保険・厚生年金・国　民年金保険関係、労災保険請求等の事務処理

**２．マイナンバーの連絡方法**

次のＡ欄にあるいずれかの方法により、Ｂ欄の添付資料を付けて、＊＊部＊＊課（●●宛て）までご提出ください。原本の場合、確認後書類は後日返却します。コピーのご提出でも結構です。従業員本人分だけでなく、扶養親族の分も必要になります。

　Ａ欄　提出方法

　　　①　直接、＊＊部＊＊課（●●宛て）まで手渡しによる提出

　　　②　郵送による場合は、書留郵便により＊＊部＊＊課（●●宛て）まで提出

　　　③　電子メールにて送る場合は、必ず専用アドレス　00000@ＡＡＡＡＡＡＡＡＡ宛に送信

　　　④　社内のメッセンジャー便を使用する場合は必ず封筒に糊付けして封印し、所属長を通じて＊＊部＊＊課（●●宛て）に提出

　Ｂ欄　添付資料

（1）通知カード＋顔写真付き身分証明書1点（運転免許証、パスポート、在留カード、学生証など）

（2）通知カード＋顔写真なし身分証明書2点（健康保険証、年金手帳、資格証明書、学生証、住民票記載事項証明書など）

※　扶養家族の分は、「個人番号カード」または「通知カード」のみで構いません（添付資料は不要）。

※　どうしても添付資料を用意できないときは、＊＊部＊＊課　担当●●までご確認ください。

参考までに、通知カード及び個人番号カードのイメージは、以下の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| 通知カード | 個人番号カード　 |
| 画面の領域 | 画面の領域（表） | 画面の領域（裏） |
| ※上記のほかに、個人番号入りの住民票の提示でも結構です。 |

その他、マイナンバーについてのお問い合わせは、●●までお願いいたします。　　　　　以上